



平成 26 年 1 月 10 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ネ ク ス テ ー ジ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 広 田 靖 治
(コード番号：3186 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 安 藤 弘 志
(TEL. 052-979-6531)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 1 月 10 日開催の取締役会において、平成 26 年 2 月 26 日開催予定の第 15 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 取締役および監査役が期待された役割を十分に発揮することができるよう、取締役および監査役の責任を会社法で定める範囲内で免除することができる旨の規定を新設するものであります。なお、定款第 32 条（取締役の責任免除）および第 44 条（監査役の責任免除）の新設については、監査役全員の同意を得ております。
- (2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しています。)

現行定款	変更案
(新設)	(取締役の責任免除) <u>第 32 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、取締役会の決議をもって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u>
<u>第 32 条～第 42 条</u> （条文省略）	<u>第 33 条～第 43 条</u> （現行どおり）

(新設)	(監査役の責任免除) <u>第 44 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、取締役会の決議をもって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u>
<u>第 43 条～第 51 条</u> （条文省略）	<u>第 45 条～第 53 条</u> （現行どおり）
(新設)	附則 <u>第 7 条 第 32 条および第 44 条の変更は、平成 26 年 2 月 26 日より効力を生じるものとする。なお、本条は効力発生日後これを削除する。</u>

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日

平成 26 年 2 月 26 日

定款変更の効力発生日

平成 26 年 2 月 26 日

以上